処分基準(公表用)

様式第4号

	元为至于(五五/11/			18/2/3/1 /
		Ē	所管部 (局)・課	長寿社会課
法令名	社会福祉士及び介護福祉士法	法令番号	昭和62年法律第3	30 号
手続名	喀痰吸引等業務の登録	根拠条項	第 48 条の 7	
(1)	社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)第 48 条至ったとき。	の4各号(第3	号を除く。)のいず	れかに該当するに
(2)	社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)第 48 条	の5第1項各号	-に掲げる要件に適合	いしなくなったとき。
(3)	社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)47 条第とき。	1項の規定によ	る届出をせず、又は	虚偽の届出をした
(4)	虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき。			
}				
ġ.				
進				
対応	処理 長寿社会課	長寿社会課		目次
区分	機関	人对几五味		No.